

## 第7章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 計画の推進

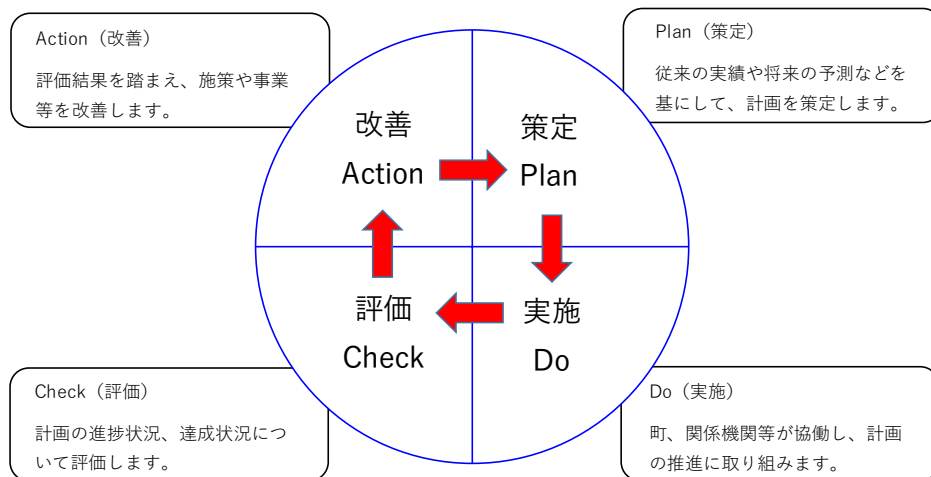
本計画は、すべての子ども・若者と子育て当事者を対象としており、行政だけでなく、地域、職場、関係機関等が連携し、子どもまんなか社会の実現と子育てしやすいまちづくりの推進に向けて、積極的、効果的に取り組んでいく必要があります。

#### (2) 計画の周知

計画を推進していくためには、子ども・若者と子育て当事者及び地域、職場、関係機関等多くの町民の理解と協力が重要であることから、町ホームページなど様々な媒体を活用して、本計画を広く周知します。

### 2. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、保護者、学識経験者、関係機関の代表者等によって構成される「柴田町子ども・子育て会議」において、計画の進行管理、評価を毎年度行うとともに、計画推進に関して必要な事項についての検討など、必要に応じて計画の見直し、改善を図ります。



### 3. 計画の評価・検証

計画の各事業は、毎年度下記基準に基づき評価を行うとともに事業の方向性を検証します。

#### 評価基準

- A A . . . . 独自の事業として実施（有効）
- A . . . . 法令・制度に基づく事業で実施（有効）
- B . . . . 実施（概ね有効）
- C . . . . 実施（課題が残る）
- D . . . . 実施（実施したが利用等実績なし）
- E . . . . 一部実施
- F . . . . 未実施